

平成29年11月吉日

神奈川県薬剤師連盟
会長 川田 哲様
公益社団法人 神奈川県薬剤師会
会長 鵜飼 典男様

神奈川県への要望の回答 送付について

時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げますとともに、日頃より我が党に対しましての格別のご支援、ご協力に心より感謝申し上げます。

早速ですが、本年夏の自由民主党神奈川県支部連合会・自由民主党神奈川県議会議員団共催による予算要望ヒアリングにおける県からの回答を別紙のとおりお送りさせていただきますので、ご確認下さい。

県からの回答について、まだまだご要望に沿う回答が得られていない点も多々ございますが、我が党、医療・福祉グループにて、ご要望に対し一歩でも前進いたしますよう銳意努力しておりますので、ご承知おきご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、ヒアリングのみならず、ご要望、ご相談がございましたら、ご懇談の機会をお作りいたしますので、何時でもお申し出頂きたいと存じます。

今後とも、我が党に対する変わらぬご支援、ご協力賜りますよう宜しくお願ひ申し上げます。

自由民主党神奈川県支部連合会 医療・福祉グループ
グループ長 敷田 博昭
事務局長 原 聰祐
委員 小川 久仁子
委員 細谷 政幸
委員 高橋 栄一郎
委員 神倉 寛明
委員 田村 雄介
委員 綱嶋 洋一

様式

回答様式

NO	08-001	要望団体	神奈川県薬剤師連盟	局名	保健福祉局
----	--------	------	-----------	----	-------

件名	薬局を利用した県民生活習慣病予防啓発について
要望要旨	かながわ未病改善協力制度では、協力団体等がホームページで公表されているが、県民が日常生活の中でわかりにくい。薬局等の店頭にシンボリックなマーク等をデザインし掲げるなど、県民がいつでも身近に未病に対する自己啓発、取り組みをすることができるよう要望する。
<p>神奈川県薬剤師連盟をはじめ、県内薬局等に「かながわ未病改善協力制度」に御登録いただき、未病改善の普及啓発に広く御協力いただいております。</p> <p>「かながわ未病改善協力制度」の参加事業者様には、店頭等へ協力活動を行っていることの表示（「デザインにシンボルキャラクターを入れた未病改善ステッカー」の貼付）と、店頭での「未病改善」に関するリーフレット等の配架等をお願いしているところです。ほか、御要望に応じ、PRのぼり等も送付しております。</p> <p>さらに県では、平成28年度に未病改善による健康長寿の総合的な情報を掲載する専用サイトを構築し、その中に「かながわ未病改善協力制度」参加事業者の活動等を発信していただけるような機能も設けたところです。各事業者に活用いただくことで、さらに幅広い県民の皆さんへの周知を図ってまいります。</p>	

様式

回答様式

NO	08-002	要望団体	神奈川県薬剤師連盟	局名	保健福祉局・県民局
----	--------	------	-----------	----	-----------

件名	医療費還付詐欺防止の啓発活動について
要望要旨	<p>近年いわゆる「オレオレ詐欺」の類も、手のこんだ手法をとるようになっている。とりわけ年末から年度末にかけて、医療費の還付を誘い水に詐欺行為が多発している。</p> <p>薬局には、高齢者を初め多くの県民が医薬品を求めており、その薬局において県民に対して医療費還付防止詐欺を啓発することは、大きな効果があると考えられる。</p> <p>よって、医療費還付詐欺防止の啓発活動に使用する啓発資材の費用負担をしていただくよう予算措置を要望する。</p>
	<p>高齢者を狙った医療費還付金等特殊詐欺の被害を防ぐことは、県としても重要なと考えています。県では、現在ホームページへの掲載など、周知を行っているところです。また、市町村国民健康保険・後期高齢者医療制度担当課への注意喚起や不審電話の問合せ等に対する対応について、市町村職員への研修を行っています。</p> <p>啓発資材の費用負担については、厳しい財政状況の中、新たな予算措置を行うことは難しい状況ですが、様々な機会を捉えて県民への周知に努めてまいります。</p>

様式

回答様式

NO	08-003	要望団体	神奈川県薬剤師連盟	局名	教育局
----	--------	------	-----------	----	-----

件名	県立学校の学校薬剤師の検査機器の充実について
要望旨	<p>県薬剤師会では、昭和61年から教育委員会より学校薬剤師が県立学校の環境衛生検査に必要な検査機器の貸与を受け、学校薬剤師が検査に際し貸出しを実施しているところである。現在191校の検査を実施する中で、その検査に必要な機器数は充足されておらず、学校薬剤師が独自に調達するなど円滑な検査の実施に支障が生じている。</p> <p>また、耐用年数を経過したものが数多くあり、かつ、機器の品質管理のための法定検査も適正に予算措置が行われていないことから、実施した検査データーに疑義が生じかねない状況がある。</p> <p>さらに、検査項目の変更が国において検討されていることも含め、必要な検査機器の充足と検査機器の精度維持のための予算措置を強く要望する。</p>
	<p>県立学校の学校薬剤師の検査機器については、毎年度、県薬剤師会から機器の種類や台数の要望を聞き取ったうえで購入し、貸与しております。</p> <p>今回、検査機器に関して種々の御要望をいただきましたので、検査機器の老朽化や稼動の状況など実情を把握したうえで、現在の大変厳しい財政状況を考慮しつつ、購入やリースなど物品の調達方法も含めて、検討してまいります。</p>

様式

回答様式

NO	08-004	要望団体	神奈川県薬剤師連盟	局名	保健福祉局
----	--------	------	-----------	----	-------

件名	「お薬に関する出前講座」に係る県費負担措置について
要望要旨	県から依頼を受けて実施している「お薬に関する出前講座」で講義する薬剤師への費用支援を要望する。
<p>平成27年10月に厚生労働省が策定した「患者のための薬局ビジョン」において、かかりつけ薬剤師としての役割・機能を果たすためには、アウトリーチ型健康サポートなど薬局以外の場所で業務を行う必要があるとされています。</p> <p>そのため、薬局の薬剤師が地域住民の要請に応じて、医薬品に関する情報を提供する「出前講座」は薬剤師に求められる業務であり、公益社団法人神奈川県薬剤師会の取組にも合致するものと考えております。</p> <p>しかしながら、県から依頼する「お薬に関する出前講座」を実施する上で負担が生じている状況であるとのことですので、ご要望については今後検討してまいります。</p>	

様式

回答様式

NO	08-005	要望団体	神奈川県薬剤師連盟	局名	保健福祉局
----	--------	------	-----------	----	-------

件名	薬物乱用防止活動についての補助金等の充実について
要望要旨	神奈川県薬剤師会が実施する薬物乱用防止事業への支援を要望する
<p>県薬剤師会には、県内の各種機関・団体が連携し、県民と一体となって啓発運動を行う「薬物クリーンかながわ推進会議」の一員として、県とともに、街頭キャンペーンや講演会の開催など、年間を通じて薬物乱用防止の啓発活動に取り組んでいただいているところです。</p> <p>今後とも、「薬物クリーンかながわ推進会議」において、県薬剤師会をはじめとした各種機関・団体と連携・協調しながら薬物乱用防止の啓発活動を推進してまいります。</p> <p>このため、地域で行う薬物乱用防止キャンペーンなど、個別の活動に対する啓発資材の提供等については、できる限り協力をさせていただきます。</p>	

様式

回答様式

NO	08-006	要望団体	神奈川県薬剤師連盟	局名	保健福祉局 (総務局)
----	--------	------	-----------	----	----------------

件名	セルフメディケーション税制の周知徹底について
要望要旨	県民に対してセルフメディケーション税制制度を周知し、セルフメディケーションの推進を図る。
<p>平成28年度税制改正において、適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として、特定健診検査や予防接種などを行う個人が、自己や生計を一にする配偶者等に係るスイッチOTC医薬品の購入に対価を支払った場合に、8万8千円を限度に、その年分の総所得金額等から控除するセルフメディケーション税制が導入されました。</p> <p>セルフメディケーション税制制度の周知は、制度がスタートした昨年度に県ホームページで行い、今年度も県のたより（平成29年4月号）で広報しました。今後も引き続き、適切な時期に本税制制度の広報を行います。</p>	

様式

回答様式

NO	08-007	要望団体	神奈川県薬剤師連盟	局名	保健福祉局
----	--------	------	-----------	----	-------

件名	政令指定都市における医療用麻薬等の廃棄手続きの保健所への移管について
要望要旨	医療用麻薬の廃棄手続きを政令指定都市の保健所で行えるよう要望する

医療用麻薬の廃棄手続きの移譲については、平成28年度から、県と保健所設置市の担当者による検討会において、薬局の麻薬廃棄手続きに併せて移譲可能な事務の範囲や業務量、市の受入れ体制などを含めて検討を行っています。

様式

回答様式

NO	08-008	要望団体	神奈川県薬剤師連盟	局名	警察本部
----	--------	------	-----------	----	------

件名	在宅医療に要する薬剤師活動の円滑化について
要望要旨	<p>急速に在宅医療が拡大する中で、薬剤師が在宅患者や在宅介護者への訪問薬剤管理指導のため自宅等に伺う際、とりわけ急施を要する患者対応では、予め駐車許可等の用意の無い中で自動車移動せざる負えない状況も生じている。</p> <p>その場合、現行制度上では駐車禁止区間では駐車違反となることから、正当業務行為として行う医療活動に支障をきたす恐れがあるため、駐車違反適用除外の正規の手続きに至るまでの臨時的・限定的なもので、かつ簡便な手続きで即時許可が出来るような制度の創設及び運用が可能となるよう、国に対しての働きかけを強く要望する。</p>
<p>公安委員会が行う駐車禁止の規制から除外される車両は、公共性が極めて高く、緊急、広域かつ不特定な場所に対応することが必要な緊急自動車のほか、身体障害者等で歩行が困難な方が使用中の車両を除外対象としております。よって、御要望の薬剤師の訪問薬剤管理指導で使用する車両は、対象となっていないのが現状です。</p> <p>しかしながら、警察署長の行う駐車許可については、「特定の用務に限定することなく、駐車せざるを得ない特別の事情がある場合において、当該特別の事情への配慮の必要性と駐車規制の必要性を比較衡量して前者が後者を上回るときに許可することとしており、対象の用務を限定しておりません。</p> <p>したがいまして、薬剤師が使用する車両については、駐車許可制度の対象となり、駐車せざるを得ない特別な事情を勘案して、駐車可能な場所の有無、駐車すべき道路状況等を総合的に審査して対応をしているところです。</p> <p>なお、従来、駐車許可は、駐車日時、場所を特定して1件ごとに申請の受理を受けることとなっておりますが、薬剤師の居宅療養管理指導のような、複数の場所に定期的に巡回して駐車する場合には、有効期限を最長1年間とした上で、例えば、訪問活動を行う「9時から17時までの間」と幅をもって申請を受理しております。駐車場所の特定についても、1つの申請に複数の訪問先を一覧表にして受け付け、「訪問先付近」として対応するとともに、申請が複数の警察署の管内にわたる場合には、訪問先を管轄する1つの警察署において、他の警察署の申請も一括して受理し、受理警察署でまとめて交付するなど、便宜を図っておりますので、御理解ください。</p>	

平成30年 1月29日

神奈川県薬剤師連盟

会長 川田 哲 様

公益社団法人 神奈川県薬剤師会

会長 鵜飼 典男 様

国への要望の回答 送付について

時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げますとともに、日頃より我が党に対しましての格別のご支援、ご協力に心より感謝申し上げます。

早速ですが、昨年夏の自由民主党神奈川県支部連合会・自由民主党神奈川県議会議員団共催による「平成30年度 予算要望ヒアリング」においての、貴連盟からの国への要望の回答を入手いたしましたので、別紙のとおりお送りさせて頂きます。

国からの回答について、まだまだご要望に沿う回答が得られない点も多々ございますが、我が党、また、県連所属国会議員にて、ご要望に対し一歩でも前進いたしますよう鋭意努力しておりますので、ご承知おきご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、ヒアリングのみならず、ご要望、ご相談がございましたら、何時でもお気軽にお申し出頂きたいと存じます。

今後とも我が党に対する変わらぬご支援賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

自由民主党神奈川県支部連合会

1区 衆議院議員	松 本 純
2区 衆議院議員	菅 義 偉
3区 衆議院議員	小此木 八郎
4区 衆議院議員	山 本 朋 広
5区 衆議院議員	坂 井 学
7区 衆議院議員	鈴 木 鑿 祐
8区 衆議院議員	三 谷 英 弘
9区 衆議院議員	中 山 展 宏
10区 衆議院議員	田 中 和 徳
11区 衆議院議員	小 泉 進 次 郎
12区 衆議院議員	星 野 刚 士
13区 衆議院議員	甘 利 明
14区 衆議院議員	あかま 二 郎
15区 衆議院議員	河 野 太 郎
16区 衆議院議員	義 家 弘 介
17区 衆議院議員	牧 島 か れ ん
18区 衆議院議員	山 際 大 志 郎
参議院議員	島 村 大
参議院議員	三 原 じ ゅ ん 子
参議院議員	中 西 健 治

様式

回答様式

NO	08-009	要望団体	神奈川県薬剤師連盟	省庁名	厚生労働省
----	--------	------	-----------	-----	-------

件名	保険調剤における控除対象外消費税の扱いについて
要望要旨	保険調剤を現在の非課税方式からゼロ税率課税に制度変更していただきたい。

【回答】

- 保険調剤を含む医療に係る消費税のあり方については、これまでも「適切な措置を講ずることができるよう、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて総合的に検討し、結論を得る」こととしていたが、平成30年度税制改正大綱（平成29年12月14日、自由民主党・公明党）においては、「（前略）平成31年度税制改正に際し、税制上の抜本的な解決に向けて総合的に検討し、結論を得る。」とされたところである。
- 厚生労働省としては、税制改正大綱に沿って、関係団体等の意見を聴きながら、引き続き検討してまいりたい。

(医薬・生活衛生局総務課)

(参考) 平成 29 年度及び平成 30 年度与党税制改正大綱における医療に係る消費税関係記載

<p>平成 30 年度税制改正大綱 (抄)</p> <p>平成 29 年 12 月 14 日</p> <p>自由 民主 党</p>	<p>平成 29 年度税制改正大綱 (抄)</p> <p>平成 28 年 12 月 8 日</p> <p>自由 民主 党</p>
<p>第三 検討事項</p> <p>1 ~ 5 (略)</p>	<p>第三 検討事項</p> <p>1 ~ 7 (略)</p>
<p>6 医療に係る消費税のあり方については、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ、<u>平成 31 年度税制改正に際し、税制上の抜本的な解決に向けて総合的に検討し、結論を得る。</u></p>	<p>8 医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税率が 10% に引き上げられるまでに、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ抜本的な解決に向けて<u>適切な措置を講ずることができるよう、実態の正確な把握を行いつつ、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。</u></p>

7 ~ 12 (略)

9 ~ 16 (略)

様式

回答様式

NO	08-009	要望団体	神奈川県薬剤師連盟	省庁名	財務省
----	--------	------	-----------	-----	-----

件名	保険調剤における控除対象外消費税の扱いについて
要望要旨	

【回答】

控除の対象とならない仕入れに係る消費税については、サービス価格に転嫁していただくことが原則であり、これまで、適切に診療報酬の上乗せを行ってきたところです。

医療に係る課税のあり方については、与党の方針やご議論を踏まえつつ、検討を行うべきものと考えています。

(参考) 平成 30 年度税制改正大綱（抄）

第三 検討事項

- 6 医療に係る消費税のあり方については、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ、平成 31 年度税制改正に際し、税制上の抜本的な解決に向けて総合的に検討し、結論を得る。

回答様式

NO	08-010	要望団体	神奈川県薬剤師連盟	省庁名	厚生労働省
----	--------	------	-----------	-----	-------

件名	セルフメディケーション税制の周知徹底について
要望要旨	平成29年1月から施行されたセルフメディケーション税制について、国民への周知徹底を行っていただきたい。 また、条件緩和や対象品目の見直し等を行っていただきたい。

【回答】

平成29年1月より施行されたセルフメディケーション税制は、一年間に購入したスイッチOTC医薬品の費用が12,000円を超えた場合、その超えた金額について所得控除を行う制度である。

本税制については、日本OTC医薬品協会等と連携し、医薬品のパッケージに表示するマークやポスターの作成など周知広報を行っている。今後とも本税制が幅広く活用されるよう、制度の普及啓発に引き続き努める。

確定申告の手続きについては、国税庁のホームページにおいて各種様式が公表されているところである。煩雑な手続きとならないよう医療費控除と同様の簡素な手続きとした。

また、本税制の基礎条件や対象品目については、本税制の利用状況に鑑み適宜検討してまいりたい。

様式

回答様式

NO	08-011	要望団体	神奈川県薬剤連盟	省庁名	厚生労働省
----	--------	------	----------	-----	-------

件名	薬剤師法・医師法の法整備について
要望要旨	薬剤師法には疑義照会義務が明記されているが、医師法には、照会に応じる義務が明記されておらず、健康保険上の保険医療機関及び保険医療養担当規則に記載があるのみである、当然のことながら医師法にも義務が明記されるべきである。また、疑義が解消できなかった場合、薬剤師法において薬剤師は調剤してはならないと明記されているが、患者が薬剤を入手出来なかった事に対する責任の所在は必ずしも明確ではない。当然のことながら疑義を解消しなかった処方箋発行医師に責任があるべきと考える。この点を含めて適正な法整備をお願いしたい。
【回答】 薬剤師からの疑義の応諾の対応も含めて、薬剤の処方の権限及び責任は医師にある。	

様式

回答様式

NO	08-012	要望団体	薬剤師連盟	省庁名	警察庁
----	--------	------	-------	-----	-----

件名	在宅医療に要する薬剤師活動の円滑化について
要望要旨	危険を要する薬物に対する時の馬鹿車や違反を防ぐための よう、また、その簡便化や良の時許可の制度創設等、 また、個人の可否の停止を望む。

【回答】

別紙：1. 2の通り各都道府県警察へ付く

通達等

対応が必要等の問題が少く、不連絡、不

協力等

別紙 /

平成30年1月22日
警察庁交通局交通規制課

薬剤師の在宅患者に対する駐車禁止除外・駐車許可について

駐車禁止の交通規制から除外する措置については、道路交通法第4条第2項に基づき、都道府県公安委員会規則で定められています。この措置は、道路標識等により駐車禁止の規制が実施されている全ての場所において、日時、交通状況の如何を問わず駐車を認める措置であることから、交通の安全と円滑を図るため、その対象を緊急自動車等、公共性が極めて高く、広域かつ不特定の場所に駐車する必要のある車両等とするよう警察庁で基本的な考え方を示しています。

このほか、駐車を認める制度として、道路交通法第45条第1項ただし書に基づき、都道府県公安委員会規則で定められる駐車許可制度があります。この制度は、駐車が禁止されている道路の部分であっても、駐車日時や駐車場所等に係る審査基準に合致し警察署長の駐車許可を得た場合は、当該部分への駐車が可能となるもので、複数の場所に連続的に駐車する場合や特定の場所に反復継続して駐車する場合については、従来から、複数の申請を包括して申請・許可できることとしております。

また、平成26年2月には、医療関係従事者が訪問診療等に使用する車両の駐車許可に関して、駐車日時や場所の特定方法、書類の簡素化等について柔軟な対応に努めるよう、都道府県警察に通達したところであります。

薬剤師の方による在宅患者の医薬品供給（服薬指導等）に使用する車両等につきましても、各都道府県公安委員会が定める審査基準に合致した場合に警察署長の許可を受けて駐車することが可能となります。

原議保存期間	5年（平成31年3月31日）
有効期間	一種（平成31年3月31日）

警視庁交通部長 殿
各道府県警察（方面）本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整（総務監察・広域調整）部長

警察庁丁規発第11号
平成26年2月18日
警察庁交通局交通規制課長

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について（通達）

駐車許可制度については、「駐車規制及び駐車許可制度の運用の見直しについて」（平成19年2月6日付け警察庁丙規発第5号、丙交指発第5号）及び「駐車規制及び駐車許可制度の運用の見直しにおける留意点について」（平成19年2月6日付け警察庁丁規発第19号、丁交指発第11号）を参考に、各都道府県公安委員会が定める都道府県公安委員会規則等に基づき運用されているが、とりわけ訪問診療や訪問看護等（以下「訪問診療等」という。）に使用する車両の駐車許可については、「訪問診療、訪問看護等に使用する車両に対する駐車許可の取扱いについて」（平成23年1月17日付け警察庁丁規発第1号。以下「旧通達」という。）により、柔軟な対応に努めてきたところである。

一方、高齢化社会の進展に伴い、在宅での医療、介護のサービスが24時間態勢で実施されるなど、近年、訪問診療等の社会的な重要性が増す中、訪問診療等に使用する車両の駐車許可事務については、これまで以上にきめ細かな対応が求められている。

このような現状を踏まえ、都道府県警察においては、地域住民等の意見要望や地域の交通実態等に応じ、下記の事項を改めて検討し、駐車許可事務の更なる簡素合理化による申請者の負担軽減に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 基本的な考え方

道路交通法（以下「法」という。）第45条第1項ただし書の規定による駐車許可は、駐車規制の対象とされる道路の部分（法第44条の停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び同法第45条第2項の無余地となる場所を除く。）に該当する特定の場所に駐車せざるを得ない特別の事情がある場合において、当該特別の事情への配慮の必要性と駐車規制の必要性とを比較衡量し、前者が後者を上回るときに行うものであり、駐車に係る用務の態様により許可の対象が画一的に定まるものではない。

駐車許可申請の受理に際しては、申請に至る事情や用務の内容等を個別具体的に審査した上で許可の適否を判断すること。

2 対象車両

医師、歯科医師、助産師、看護師等の医療関係従事者が訪問診療等に使用する車両のほか、上記1の趣旨に照らし同様に取扱うべき車両。

3 検討事項

（1）駐車日時の特定

駐車を許可する日時の特定については、訪問診療等の用務の性格上、申請者においてあらかじめ正確に特定することが困難な場合や緊急の訪問診療等に従事する場合があることに留意し、例えば、

- 医療機関の診療時間内（9時から17時までの間）
- 医療機関の診療時間内（9時から17時までの間）及び緊急訪問時とするなど、駐車場所付近の交通状況等を勘案した上で、柔軟な対応を図ること。

(2) 駐車場所の特定等

駐車を許可する場所の特定については、申請に係る訪問先を訪問先一覧表等の提出により特定した上で、「訪問先付近」として許可するなど、許可を受けた者が訪問先付近の交通状況等に応じて、ある程度柔軟に駐車場所を選択できるよう配意すること。

その際、駐車許可証の裏面等に、

- 申請（許可）理由以外には使用しないこと
- 駐停車禁止場所には駐（停）車しないこと
- 法定の駐車禁止場所には駐車しないこと
- 駐車の方法に従わない駐車をしないこと
- 駐車するときは、車両の前面ガラスの見やすい箇所に、許可証であることが表示された面が前面から見やすいように掲出すること

等の遵守事項を明記し、許可条件欄には「遵守事項に従うこと」等と記載すること。

また、駐車許可証を交付する際には、遵守事項に従わない駐車は取締りの対象となり得る旨を教示するとともに、必要に応じ駐車できない場所や駐車方法を分かりやすく記載したリーフレットを作成して交付するなど、許可を受けた者が遵守事項を適切に理解できるよう措置すること。

(3) 申請書類の簡素化

ア 駐車場所及び周辺の見取図

駐車場所及び周辺の見取図については、必要以上に詳細なものを求めたり、地図に道路幅員や車両の寸法を記入させたりせず、既存の地図等に訪問先の位置が示されている書面で差し支えないこととするなど、申請者の見取図作成に係る負担軽減を図ること。

イ 病名が記載された書面

訪問先関係者の病名が記載された書面については、個人情報保護の観点から、提出を求めないこと。

ウ 添付書類及び添付部数

添付書類及び添付部数については、申請者の負担軽減の観点から、必要最小限にとどめること。

エ 訪問先を追加する場合の提出書類

許可期間内における訪問先の追加については、追加する訪問先の駐車場所及び周辺の見取図の提出のみにより対応すること。

なお、この場合、原則として新たな訪問先一覧表等の提出を求めず、追加する訪問先のみを記載した書面を既存の訪問先一覧表等に添付することで差し支えないこととするなど、追加に係る書類の簡素化を図ること。

(4) 申請手続き等の合理化

ア 許可申請の一括受理等

申請された訪問先が複数の警察署の管轄区域内にまたがる場合については、可能な限り、申請の受理や駐車許可証の交付・返納受理を一の警察署で一括して行うこと。

なお、この場合の審査については、訪問先を管轄する警察署が行うこととなるので、関係警察署間における連携を密にすること。

イ 緊急やむを得ない場合の申請に係る迅速な対応

夜間や緊急時の対応については、各都道府県警察において申請窓口を整備し、電話やFAXにより対応しているところであるが、「審査に時間がかかり不便である。」との意見も寄せられている。

訪問診療等に係る緊急の申請は、用務の性格上、既に許可済の申請に関し、申請した駐車日時に該当しない時間帯における緊急訪問として申し出るものであること等が予想されるため、宿直執務室に駐車許可対象一覧を備え付けるなど、緊急用務であることを踏まえた迅速な審査が行われるよう環境を整備すること。

4 その他

- (1) 上記3で示した以外の事項についても、申請者の負担軽減の観点から、関係者の意見要望や各都道府県警察の実情を踏まえつつ、より一層の簡素合理化を図ること。
- (2) 本通達に係る駐車許可事務の見直し状況については、本件担当者宛てに隨時報告されたい。

様式

回答様式

NO	08-012	要望団体	神奈川県薬剤師連盟	省庁名	厚生労働省
----	--------	------	-----------	-----	-------

件名	在宅医療に要する薬剤師活動の円滑化について
要望要旨	薬剤師が在宅患者等の自宅に伺う際、自動車移動せざる負えない状況が生じているが、現行制度では駐車禁止区間では駐車違反となることから、医療活動に支障をきたす恐れがある。臨時的・限定的な即時許可ができるような制度の創設及び運用が可能となるよう強く要望する。

【回答】

- 1 患者訪問時の駐車規制に関しては、道路交通法に基づき、①駐車禁止規制の対象から除外されたり（医師の緊急往診のため使用中の車両等）、②警察署長の駐車許可を受けたりするなど、各都道府県公安委員会規則等によって規定されている。
- 2 薬剤師における訪問に関して、患者宅訪問のため使用する車両においては、その地域を管轄する警察署ごとに、個別に駐車許可を受け、許可証を発行して対応していると承知している。

<参考>

- ・ 患者訪問時を含めた駐車規制に関しては、「駐車規制及び駐車許可制度の運用の見直しについて」（平成19年2月6日付け、警察庁交通局交通局長通達）及び「駐車規制及び駐車許可制度の運用の見直しに関する留意点について（平成19年2月6日付け、警察庁交通局交通規制課長、警察庁交通局交通指導課長連盟通知）」によって運用が行われている。
- ・ なお、上記発出時のパブリックコメントにおいて、薬剤師の訪問に関しては、個別の事情に合わせて、駐車許可制度に対応することが適当であると回答されている。

医薬・生活衛生局総務課